

食品産業振興に向けた支援方針（概要）

I 食品製造業をめぐる社会情勢の変化と都内食品製造業の現状（P 2～）

- 急速な高齢化の進展や共働き世帯の増加等の社会情勢の変化に伴い、消費者の食に対するニーズは今後も変化が予測される。
- 近年、消費者の食に対する健康志向や安全性を求める意識の高まりを背景に、食品関連の法制度や認証制度等の整備も進展
- 新しいバイオ技術やA I・I o Tの導入等、食品製造業でも技術革新が進展
- 都内の食品製造業の事業所は、9割超が中小・零細事業者、従業員数30人未満の小規模事業所は過去10年間で約3割減少。一方、製造品出荷額の推移は近年横ばい傾向
- 昨年度末から続く新型コロナウイルス感染症拡大は、日本の経済や産業に深刻な影響をもたらし、食品産業を取り巻く環境も大きく変化

II 都による食品製造業に対する支援（P 14～）

- **農林水産業振興としての支援**
 - ・ 都立食品技術センターにおける技術支援
(技術的課題に関する研究、加工食品等の各種依頼試験、試験機器の貸出、技術相談等)
 - ・ 経営面からの支援
(地域特産品のブランド化、販路開拓やP Rに対する支援、6次産業化等)
- **商工業振興としての支援**
 - ・ (地独) 都立産業技術研究センターにおける技術支援
(ものづくりに不可欠な機械等だけでなく、化学・バイオ分野も含めた基盤技術に対応した研究開発、依頼試験、技術相談等)
 - ・ (公財) 東京都中小企業振興公社等における経営支援
(経営相談、マーケティング、事業承継、知的財産活用、海外展開等の支援等)

⇒ ・ 農林水産部門の支援は、都内産食材を生かした特産品開発など、素材分野が中心であり、今後、商工部門を含めた一体的な支援が必要
・ 商工部門の支援として多様な支援メニューを設けているが、食品製造業者の利用が進んでいるとは言い難く、利用しやすい工夫を進める必要

III 都内食品製造業の活性化に向けた視点と支援方針（P 21）

- 事業者が抱える経営課題や支援ニーズを十分に把握し、小零細から中規模まで、それぞれの事業者の実情に応じたきめ細かな支援を実施
- 消費者が求める商品開発、製造技術の高度化や新たな販路開拓など、製造業の基盤となる各プロセスへの支援を充実
- 食の安全・安心の確保や都内産食材を生かした特産品開発は引き続き支援
- 商品の企画・開発から、加工、販売まで、いわゆる川上段階から川下段階までを一気通貫で行う総合的な支援を実施
- 消費者ニーズの変化への対応、地域産品の消費促進、販路拡大など新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした取組に対する支援を実施

Ⅳ 今後の都内食品製造業の支援に関する取組の方向性（P22～）

1 多様化する消費者ニーズなど、外部環境の変化に対応した支援

- ・ 中小の食品製造業者は、販売先や取り扱う商品などの事業形態が多様であるため、都の支援機関が、社会の潮流を的確に捉えた商品開発に向け、支援を充実・強化
- ・ 食の安全・安心に関する法令対応や認証取得をサポート
- ・ 消費者ニーズに応える商品開発や6次産業化の推進における生産者等との連携の促進に向け、都の支援機関が研究開発やコーディネート機能等を充実

2 中小の食品製造業者の基盤的な経営力の強化

- ・ 都内中小食品製造業への総合的支援方針を定め、サポートを充実
- ・ 商品開発から加工・製造、販売までを一貫支援するため、農林水産部門と商工部門による一体的なサポートの展開
- ・ 中小の食品製造業者の新技术導入に向け、都の支援機関が先端技術まで支援を高度化

3 売れる魅力的な商品の開発への支援

- ・ 市場ニーズを捉えた商品開発に向け、国内外の市場動向や消費者の嗜好等を助言
- ・ ブランド戦略展開にあたり、オープンイノベーションの観点を取り入れられるよう地域の多様な主体との連携をコーディネート
- ・ 知的財産の活用にあたり、（公財）東京都中小企業振興公社等の支援メニューを提供
- ・ 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、都内での生産と消費のルートを確立し、地域の産品を地域で消費することを根付かせることで、将来に向けた需要増加に寄与

4 販路開拓のサポートの効果的な展開による売上の確保

- ・ 優れた商品のPRに向け、展示会や商談会への出展支援等により販路開拓をサポート
- ・ Eコマース等の新たな流通システムに対応する社内体制整備等を支援
- ・ インターネットを活用したPRや効果的な海外販路開拓等について専門家が助言
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市場環境の変化の影響を受けている中小の食品製造業者のニーズに応じた新たな販売チャネルの開拓に関するサポートの強化

5 技術の高度化や新技术の導入を支援

- ・ IoTやAIなど新技术の導入をサポートできるよう都立食品技術センターの支援に加え、（地独）都立産業技術研究センターの知見も活用し、総合的な技術支援を展開
- ・ デザイン面の支援にあたり、（地独）都立産業技術研究センターのノウハウや機器を活用
- ・ 売れる商品の開発に向けた、総合的な助言・提案が行える組織体制の構築及び専門性を有し経験のある人材を活用した支援を実施
- ・ 取引上の必須要件ともなる食品製造過程における異物混入の防止や商品検査等に関し、技術面でのサポートを充実

V 今後の支援体制について（P 32～）

（既存の支援機関との統合の検討）

- ・都立食品技術センターの組織統合に当たっては、（公財）東京都中小企業振興公社と（地独）都立産業技術研究センターを対象にメリットなどを検討することが適切
- ・（公財）東京都中小企業振興公社については、商品開発や販路開拓支援の面からのノウハウを取り入れることができる一方、都立食品技術センターの持つ研究や技術力を直接高める形での組織統合には限界
- ・（地独）都立産業技術研究センターは、販路開拓で役立つデザイン等に関するノウハウや既存の研究基盤もあり、都立食品技術センターの機能向上を実現するポテンシャル等あり

（新しい組織を作る上での方向性）

- ・現在の都立食品技術センターは、設置根拠が条例に定められ指定管理で運営。地方独立行政法人の都立産業技術研究センターは、指定管理により業務を担うことは法令上不可能
- ・仕組み上の限界も踏まえ、都立食品技術センターと（地独）都立産業技術研究センターは受委託の関係ではなく、統合により新しいサービス提供主体としての事業展開が不可欠

（設置の根拠の見直し等）

- ・都立食品技術センターは設置の根拠が条例で、（地独）都立産業技術研究センターは地方独立行政法人法により定款を定めて事業運営。統合に当たっては、設置根拠の整理が必要
- ・都立食品技術センターと（地独）都立産業技術研究センターの組織統合により、都立食品技術センターが担う業務内容の法令上の根拠は、条例から地方独立行政法人法に移行。そうした根拠を（地独）都立産業技術研究センターの定款に位置付ける必要
- ・都立食品技術センターは統合により公の施設ではなくなるため、必要な手続を進め、組織構築が必要